

1 事業目的

日本語補助教員(以下「ATJ」という。)交換事業の目的は、以下のとおりである。

- ・日本語のネイティブスピーカーを補助教員として配置し、本校の日本語教育指導の質を保つ。
- ・ヴィクトリア州の教員及び生徒の日本語及び日本文化への知識と理解を深める。
- ・ヴィクトリア州内の日本語教育と異国間相互理解を促進させる。
- ・教員及び生徒の日本語に対する習熟度を高めるための機会を提供する。
- ・既に行われている言語と文化の交換交流を通じて、ヴィクトリア州と日本の関係をより強いものにする。

2 エマニュエルカレッジについて

エマニュエルカレッジはカトリック、男女共学及び多種多様な校舎をもつ中高一貫学校である。1872 年から、Sisters of Mercy と Edmund Rice のオーストラリア教育の伝統において、本校は学生を教育し続けている。本校の使命は、学生の能力を最大限に発揮させ、地域社会へ積極的に貢献できる学生を育てることである。本校では、同一性意識の促進、信仰の発育及び学校生活の楽しさがある学校環境を提供することを目指している。www.emmanuel.vic.edu.au

3 ATJ の役割

ATJ は認定された日本語教員として、日本語の授業や教え方の準備を行うものとして任務に就く。

ATJ は単独で授業を行うことはなく、学校の語学教育課程における責務は負わない。

3-1 生徒及び教員の補助業務

- ・個人又は少人数のグループにおける日本語授業への対応
- ・正確な日本語の使い方を示すこと。
- ・正確な日本語の話し方の手本となること。(特に発声と熟語において)
- ・日本語教諭と一緒にチームとなって授業を行うこと。
- ・面談やオンライン上における文化交流の補助
- ・語学教員へネイティブスピーカーとしての活きた日本語の使い方を伝授すること。
- ・語学教員へ日本における日常的な習慣等について助言すること。(特に大衆文化について)

3-2 学校のカリキュラムの補助業務

- ・カリキュラムの計画と方策の発展への助言を行うこと。
- ・日本語教材の改良と発展について補助を行うこと。
- ・学校行事のうち語学教育に関わる事業の補助を行うこと。(姉妹校交流、夜間公開授業、言葉の日)
- ・高い知識を必要とする語学の教授法及び学習法の教材の発展に貢献すること。(特に日本語音声の吹込み)

3-3 その他にお願いしたい補助業務

- ・語学教育発展のための事業や行事への参加(特に外国語コンテスト、学校休暇中の生徒との会話練習)
- ・文化交流等の活動における、面談又はオンライン上での補助
- ・文化や語学について教授する教員のためのワークショップでの補助
- ・地元の語学教員によって構成される学会での発表
- ・語学教育や異文化相互理解の促進のために行われる地域行事への参加

4 職員に求められる事項

- ・学校におけるカトリック教育哲学を受け入れること。
- ・仕事を通じて、学生がカトリックの教えと価値を理解し、受け入れ、そして素晴らしいものであると認識するための手本となるように励むこと。発言、行動さらには日常生活において、学生にカトリックの教えや価値観に反する影響を与えることは、第三者の代理による行動であっても避けること。
- ・子供達と接するとき、子供達の安全について責任を持って行動し、子供達に接する仕事をする者として適切でなければならない。そして WWC Check カード（詳細後述）を取得しなければならない。
- ・学校の方針と指導に進んで従うこと。
- ・親しみやすい人柄であり、職員、生徒及び両親と連絡をつけられること。
- ・公の場及び地域社会で良い関係を育成できる技量があること。
- ・チームの取組を促進できる技量があること。
- ・両親、生徒及びその他職員を含めて全て平等に印象的なコミュニケーションを提供できること。
- ・優先を考えた上で仕事をこなし、協調性のある仕事をし、無駄なく効果的に仕事ができる能力があること。
- ・日本語教員や日本語教育事業に関する知識の発展や拡大に関心があること。

5 児童生徒と関わる職場での勤務に係る審査

児童生徒と関わる職場での勤務に係る法律（2005 年、ヴィクトリア州）により、学校で勤務又はボランティア活動する者は、18 才未満の児童生徒と関わる職場での勤務に係る審査（Working with Children Check, 以下「WWC Check」という。）を申請し、合格する必要がある。

そのため、雇用の開始に先立って WWC Check を申請し可及的速やかに WWC Check カードを本校に提出しなければならない。本校における雇用は WWC Check の合格と維持が条件となる。

※本任務はボランティア活動であり、この活動に際して審査は課されず申請費用は無料である。

また、申請手続はエマニュエルカレッジ到着後、語学教員の補助の下で行う。

WWC Check の申請手順に係る情報は以下を参照のこと

<<https://www.workingwithchildren.vic.gov.au/>>

6 雇用条件詳細

ATJ は下記の特定期間、私立エマニュエルカレッジとの契約の下で雇用される

- ・任期：12 月まで（任期の始期及び終期は、ビザ取得完了後、私立エマニュエルカレッジと調整の上決定する。）
- ・勤務日数：週 5 日間（月曜日～金曜日）
- ・勤務時間：8:45-15:25（週約 32.5 時間）※休憩や昼食時間は学校の時間割どおりである
- ・上司：外国語部長
- ・給与：週 200 豪ドル
- ・滞在時における環境：宿泊設備と食事はホストファミリーにより提供される（詳細後述）
- ・本校負担費用：
 - 宿泊設備と食事に対するホストファミリーへの謝礼
 - ATJ 到着時のタラマリン空港（メルボルン国際空港）までの送迎
 - オーストラリアから日本に帰るときの航空券代
- ・ATJ 負担費用：
 - 日本からオーストラリアに渡航するときの航空券代
 - パスポートの発給にかかる手数料
 - ビザ取得のための手数料・健康診断受診料
 - 海外傷害保険料（新型コロナウイルス感染症の補償を含む。）

7 2025 年の日程

2025 年の日程は、次のとおりとする。ATJ は私立エマニュエルカレッジが指定する日までに到着することが求められる。

Term1：2025 年 1 月 28 日～4 月 6 日

Term2：2025 年 4 月 22 日～7 月 4 日

Term3：2025 年 7 月 22 日～9 月 19 日

Term4：2025 年 10 月 6 日～12 月 19 日

9 月の休暇の間、ATJ は少なくとも 1 週間出勤し、12 年生（高校 3 年生相当）の口述試験の準備を補佐することが求められる。（概ね 1 日 3 時間）

その代わりに勤務を振り替えることを奨励する。12 月の勤務終了を 1 週間早めるか、1 月の勤務開始を 1 週間遅らせることが望ましいが、交渉によって決定することができる。

8 宿泊先（滞在時における環境）

ATJ の任用中は休暇期間も含め、エマニュエルカレッジが宿泊先と食事を提供し、ATJ による負担はない。滞在はホームステイとなり、ホストファミリーは学校関係者となる。（1 日 3 食提供）任用期間中は、通常で 3～4 家庭でホームステイを行う。

エマニュエルカレッジは以下を対応する。

- ・ホームステイにおいて ATJ が健康な生活を送ることができるよう、適切な支援を行う。この支援には、ATJ が滞在のためにかかる経費に代わるものとして、ホームステイ時に必要となる経済的な援助を含むものである。ホームステイ時の環境は以下のとおり。
 - 専用のベッドルーム（部屋）
 - 食事は1日3食、週7日間提供
 - ベッド、タンス、タオル、シーツ用意あり
 - トイレや浴室はホストファミリーと共用で、タオルや手洗い石鹸などは用意される。
シャンプーや歯磨き粉等は ATJ が持参することが望ましい。
 - ガス、電気、水道、暖房完備
- ・ATJ には、学校への往復のための移動手段が用意され、ATJ による負担はない。ATJ は、学校の往復や旅行等の移動のために、車を雇う、借りる、購入することは認められない。
- ・滞在先は、公共交通機関を利用して学校から1時間圏内の範囲となる。
- ・到着後、ノートパソコン(Apple Mac Book Air)と、他の教員やホストファミリーとの連絡用の SIM フリーのスマートフォンがエマニュエルカレッジから貸与される。ノートパソコンでは学校の Wifi を通じてインターネットを使用することができる。故障や盗難などが起きないように、ATJ は責任を持って使用することが求められる。スマートフォンに関して、基本料金の月額 25 豪ドルはエマニュエルカレッジの負担だが、それを超える場合の追加使用料金は補助教員の負担となる。追加料金は 12.50 豪ドルずつ加算される。通話や SMS の送信のみであれば、過去の履歴から、基本料金の月額 25 豪ドルを超えることはないであろう。また、基本的にホストファミリーの家庭では Wifi があり、日本のスマートフォンを使用することが可能である。これについては確約できないこともある。

9 申請

本任務への参加は以下の取得が条件となる。エマニュエルカレッジは志願者の 408 ビザの取得を支援する。志願者の年齢は 18 歳から 30 歳まででなければならない。

- ・WWC Check カードの取得（18 才未満の子供達に接する仕事をする者が取得・所持しなければならない登録証）
- ・408 ビザの取得(申請:<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/temporary-activity-408>)